

令和元年度第4回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会

1 開催日時 令和2年2月13日(木) 午後1時55分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 7階会議室

3 出席委員

会 長	小島 直子	委 員	山田 和江
会長代理	在原 緑	委 員	中馬 剛
委 員	服部 俊郎	委 員	佐野 功
委 員	大嶋 厚美	委 員	豊嶋 節子
委 員	島田 和美		

(欠席委員)

委 員	島村 佳伸	委 員	渡邊 彰浩
委 員	小林 はつ枝	委 員	砂川 直俊

4 出席職員

市民健康部 部長	杉浦 弘樹	市民健康部 次長	佐久間 ゆかり
保険年金課 副参事	長谷川 秀明	保険年金課国保 資格給付班長	門脇 紀

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 議 題

- (1) 袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選出について
- (2) 令和2年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算(案)について
- (3) 袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針(案)について
- (4) その他について

7 議 事

事 務 局 定刻より前ですが、皆様お揃いですので、令和元年度第4
(門 協) 回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいなか、国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

会議の開催に先立ちまして、協議会の委員において、異動がございましたので、報告させていただきます。

公益代表の中山文敏委員の辞任に伴い、袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会からご推薦をいただきまして、令和元年12月16日付けで、服部俊郎委員が新たに就任されております。

服 部 委 員 (自己紹介)

事 務 局 皆様と同じく、令和3年3月31日の任期満了まで、国保
(門 協) 運営協議会の委員として、ご指導くださいますようお願いいたします。

それでは、会議の出席状況について、ご報告いたします。保険医代表の渡邊委員、砂川委員、被保険者代表の島村委員、小林委員から、本日、都合により欠席するとの報告を受けております。

ただいま、委員13名中、9名が出席されております。従いまして、袖ヶ浦市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、定足数に達しておりますので、本会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日の進行は、門脇が務めさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

本日の会議は、お手元にございます次第に沿いまして、進めさせていただきます。

開会にあたりまして、市民健康部部長の杉浦より挨拶申し上げます。

杉 浦 部 長 (杉浦部長あいさつ)

事 務 局 杉浦部長、ありがとうございました。

(門 協) 続きますして、議事に移らせていただきます。

議題1「袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選出について」でございますが、袖ヶ浦市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、選出までの間、仮議長により会議を進めさせていただきます。

仮議長は、事務局指名でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局 異議なしということですので、仮議長を、島田委員にお願い
(門 協) いたします。

島田委員、よろしくお願いたします。

仮議長 私が仮議長ということでございますので、会長及び会長代
(島田委員) 理が決定するまでの間、議長を務めさせていただきます。

皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議題1「袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選出について」、事務局の説明を求めます。

事務局 国民健康保険法施行令第5条の規定により、会長及び会長
(門 協) 代理につきましては、公益代表委員から選出することとされておりますので、よろしくお願いたします。

仮議長 ただいま、事務局から説明のありましたとおり、公益代表
(島田委員) 委員の中から、選出することとなっております。

公益代表委員の皆様、いかがでしょうか。

山田委員 それでは、私の方から推薦をさせていただきます。

会長及び会長代理には、協議会における経験、また学識などから、小島直子委員を会長に、在原緑委員を会長代理に、それぞれ推薦したいと存じます。

仮議長 ただいま、山田委員から会長に小島直子委員を、会長代理
(島田委員) に在原緑委員を推薦したいとのご意見がございましたが、皆

様、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

仮 議 長 皆様のご賛同をいただきましたので、会長に小島委員、会
(島 田 委 員) 長代理に在原委員ということで決定とさせていただきます。
それでは、会長及び会長代理が選出されましたので、仮議
長の職を解かせていただきます。
ご協力、ありがとうございました。

事 務 局 島田委員、ありがとうございました。
(門 脇) 会長に選出されました、小島委員、前の席にご移動願いま
す。
それでは、小島会長より、就任のご挨拶をいただきたいと
存じます。

小 島 会 長 (小島会長あいさつ)

事 務 局 小島会長、ありがとうございました。
(門 脇) 続きまして、会長代理に選出されました在原委員からも、
一言お願いいたします。

在 原 会 長 代 理 (在原会長代理あいさつ)

事 務 局 次に、本日の会議資料について確認をさせていただきます
(門 脇) す。

資料は、本日お手元に配布しております、席次表、委員名簿及び職員名簿、また、事前に配布させていただいております、会議次第、令和2年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算(案)、袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針(案)について、でございます。

以上が本日の資料でございますが、配布漏れ等は、ございませんでしょうか。

それでは、袖ヶ浦市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、会長が本会の議長を務めることとなっておりますので、これより先は小島会長にお願いしたいと存じます。

小島会長、よろしく願いいたします。

小島会長 (議長として) それでは、袖ヶ浦市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、本日の議長を務めさせていただきます。

なお、本日の会議録につきましては、発言者の氏名を記載の上、公開してまいりますので、ご了承願います。

議題2であります、「令和2年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算(案)について」でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

(門協) 「令和2年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算(案)について」とあるこちらの資料をご覧ください。

1ページをご覧ください。まず概要ですが、(1)の歳入歳出予算額は総額で65億1,700万円となり、前年度比2億100万円、3.2%の増となりました。参考として①から⑥までありますが、歳入に関する項目からご説明します。①国民健康保険税額については12億6,900万5千円、前年度比774万8千円、0.6%の減となりました。④1人当たり現年度分の保険税調定額については91,917円となり、前年度比120円、0.1%の減となりました。⑤現年度分の保険税収納率については93.26%を見込んでおり、前年度比1.39ポイントの増としております。国保税におきましては、後ほど長谷川副参事から説明いたします。

次に、歳出ですが、主な歳出予算の増額の要因であります、②保険給付費は、45億8,612万6千円、前年度比1億6580万3千円の増、比率にして3.8%の増となっております。③年度平均の被保険者数は、13,641人と見込んでおり、前年度より39人の減と小幅な減を見込んでいます。ただ、⑥1人当たり療養給付費について、29万1235円を見込んでおり、前年度比1万1256円の増、比率にして4.0%の増となっております。

2ページをご覧ください。国保財政の内訳をグラフに表しております。上段の円グラフ、歳入においては、県からの支出金が全体の71.3%を占め、約46億4860万8千円、

国民健康保険税が19.4%を占め、12億7,700万円となり、この2つだけで全体の約90.7%を占めております。下段の円グラフ、歳出では、全体の70.4%を占める、約45億8612万6千円の保険給付費と、26.2%を占める、約17億814万2千円の国民健康保険事業費納付金で約96.6%となっています。

次に、3ページ・4ページの内訳表をご覧ください。予算書の中で一番大きい区分け、市役所では款、というのですが、こちらの前年度比の表になります。説明補足を、一番右側の欄外の点線囲み内に記載してございます。

概要の方でご説明しておりますので、触れていない点としましては、3ページの上から3つ目の点線囲み内、繰入金は法律に定めのある法定内繰入金と、定めのない法定外繰入金に分かれますが、法定内繰入金が1,890万円の減としております。この内訳は6ページの右側にある「6繰入金」にございますが、1から5が法定内繰入金、6と7が法定外繰入金となります。

4ページにお戻りください。右側の点線囲み内については、順にご説明いたします。

1つ目ですが、保険給付費についてです。保険給付費とは、金額の大きいものが2つ、それ以外に小さいのが3つあるという分け方ができるのですが、1億4,630万の増の療養諸費は、皆さんが医療機関などに対し支払う2割、3割分の残り、8割・7割を市が支払う分になります。高額療養費は、窓口での支払いが高額になる際に、一定額で支払いが抑えられる仕組みになってはいますが、一定額で抑えられた分を市がお支払いします。例えば、ご夫婦とも年金のみで、住民税をお支払いの世帯ですと、ほとんどの方は、月57,600円でそれ以上のお支払いはしなくて済みます。ただ、こちらは保険適用のみのお話になりますので、入院の際には、差額ベッド代とお食事代は、この57,600円とは別に請求はあります。この高額療養費は、2,420万円、4.6%の増としております。いずれも、今年度の実績を基に推計をしました。

次の枠ですが、国民健康保険事業費納付金についてです。按分の基になる、医療費水準は、県内54市町村中、高い方

から17位、所得水準（医療分）も高い方から12位と、どちらも比較的高い水準となっております。保険給付費の伸びが見込まれる中、県に納める事業費納付金も伸びが見込まれます。

次に、保健事業費では、生活習慣病に着目した特定健康診査や、特定保健指導、また、短期人間ドックの助成事業、医療費通知、ジェネリック医薬品の差額通知などを行っております。

本市の人工透析人工透析患者ですが、令和2年1月末現在で55名となります。今年度は、8の方が新規に透析になり、2の方が対象から外れましたので、今年度では、6人の増となります。8人中、7人は男性です。年齢層も70代3人、60代が2人、50代が2人、40代1人となります。このうち、3の方は、退職されて、国保に加入となった方となります。

7ページ、8ページをご覧ください。歳出の詳細です。「2保険給付費」ですが、1療養諸費、2高額療養費が先ほど申し上げた金額の大きいものであり、他に出産育児一時金は1人あたり42万、葬祭費は5万円となります。

次に、国民健康保険税について、長谷川副参事より説明させていただきます。

事務局 それでは、令和2年度当初予算案のうち、国民健康保険税（長谷川副参事）についてご説明いたします。

資料については、5ページをお開き願います。

表の上半分、「1国民健康保険税」と書かれた部分が、保険税収入の内訳となっております。

保険税収入は大きく分けて、1、2、3と番号の振られている現年課税分と、4、5、6と書かれている滞納繰越分の2種類があります。

現年課税分については、令和2年度分として新たに課税される保険税であり、現行の按分率、所得情報、世帯状況を用いてシステムにより算定した調定額に、令和2年度の平均被保険者数の見込みを加味し、これに収納率の見込みを乗じて算定しております。

滞納繰越分については、令和元年度以前に課税された保険

税のうち、未納のため翌年度に繰り越された保険税に対する
収納額となります。

こちらの算定につきましては、今年度の収納状況等をもと
に算定しております。なお、それぞれ、一般被保険者と退職
被保険者に分かれており、さらに、医療分、後期分、介護分
に細分化されており、それぞれの項目ごとに、算定を行って
おります。

項目ごとの算定額につきましては、後ほど資料の方でご確
認いただければと思います。

資料の1ページ目をお開き願います。

先ほど説明がありました通り、高齢化の進行による後期高
齢者医療保険加入者の増加や、雇用拡大による社会保険への
移行などに伴い、全国的にも国民健康保険の被保険者は年々
減少しており、本市の被保険者も、昨年12月末現在で13,
693人となっておりますが、今後も減少が見込まれ、③令
和2年度の平均被保険者数は、1万3,641人と見込んで
おります。

④の1人当たりの保険税調定額については、令和2年度は
按分率の改定は予定しておりませんので、前年度とほぼ同じ
1人当たり約92,000円と見込んでおります。

次に、⑤の保険税収納率については、今年度の決算見込み
などから、現年度分は、1.39ポイント増加し93.26%、
滞納繰越分については、こちらも1.58ポイント増加し2
9.55%と見込んでおります。

これら、被保険者数の見込み、1人当たり調定額、収納率
をもとに算定した①の令和2年度の国民健康保険税の歳入
予算額は12億6,900万5千円となり、前年度予算額と
比べ、774万8千円の減、率にして0.6%の減と見込んで
おります。

被保険者数は減少するものの収納率が向上するため、国保
税収入としては前年度と同程度になると見込んでおります。

国民健康保険税の説明は、以上です。

事務局 続いて、制度改正について、簡単にご説明いたします。9
(門協) ページの次、ページ番号はないのですが、制度の改正につい
てとあります。さらに1枚おめくりください。資料が横書き

になりますが、令和2年度税制改正についてです。

(1)の課税限度額が、3万円引き上げになり、合計が96万円から99万円になりました。

また(2)の保険税軽減額ですが、2割軽減、5割軽減の対象が拡大しております。算式は、記載のとおりですが、2割軽減は、33万円に、51万円掛ける人数が、52万円に、5割軽減は、28万円のところを28万5千円に変更するものです。

資料おめくりいただいて、最後のページになります。診療報酬等の改定です。こちらは、厚生労働省のホームページからの抜粋になりますが、診療報酬本体は0.55%の増、薬価については、マイナス0.98%、材料改定もマイナス0.02%となります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

小島議長 ただいま、事務局から、議題2「令和2年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算(案)について」の、説明がありましたが、ご質問等がございましたらお受けいたします。

服部委員 全くの素人、一年生なので見当違いな質問になってしまうかもしれませんが、報道などでは一部、保険料が高くなり過ぎて、破綻してしまうとあったのですが、袖ヶ浦市は破綻しないでやっていけるんですか。

佐久間次長 平成30年度から県が財政の責任主体となって、県全体で支えあうような形で運営をしております。破綻はあってはならないことですので。

服部委員 自分たちの代はいいけど、倅たちのときはどうするか、真剣に考えないといけない。この1・2年は大丈夫だって話はあるだろうけれども、国からも補助金はもらえなくなることもあるだろうし。

佐久間次長 今は令和2年度の特別会計の予算ですので、次の議題、運営方針の方でお話させていただきたいと思っております。

小島議長 他に質問がありましたら、よろしくお願ひします。

(質疑なし)

小島議長 ないようであれば、議題3「袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針(案)について」に移らせていただきます。
事務局の説明を求めます。

佐久間次長 では、議題(2)の「袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針」(案)の説明をさせていただきます。第3回の運営協議会でご説明させていただいた内容と大幅な変更とはなっておりませんが、改めて概要を説明させていただきたいと思ひます。

なお、見込値等につきましては、令和2当初予算の算定等により変更した箇所がありますので、ご了解願ひします。

1ページをお開きください。まず、背景でございます。概要といたしまして、国民健康保険は、国民皆保険制度を支える重要な基盤となっている公的医療保険制度ですが、近年の動向として、高齢者の増加や労働人口の減少により、医療費の増大と国民健康保険税の減収が続いており、国民健康保険の運営は厳しい状況に置かれています。

平成30年4月から、都道府県が、財政運営の責任主体として国保運営について中心的な役割を担うこととなる「広域化」が行われ、千葉県で作成した「千葉県国民健康保険運営方針」の中で、保険税の急激な増加等を十分に勘案しつつ、一般会計からの法定外繰入については計画的に解消・削減を図るべきとしております。

本市においても、平成30年度から令和元年度までの2年間を対象期間とする「袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針」を策定し、国保財政の健全化に努めてまいりましたが、現行の方針が令和元年度までであることから、新たに本方針を策定するものとして記載いたしております。

次に、目的でございます。

国保財政の健全化を図り、安定的な国保運営を目指すとともに、按分率改定の考え方を明確にするために策定するとし

ています。

2ページをご覧ください。

4の対象期間として、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間を対象期間とするものです。また、見直しについては、中間年である令和3年度に行うものとして、追加の記載を行いました。

次に、5では本市の国民健康保険の過去4年度分の推移から現状分析を記載したものでございます。

1点目として、国保加入者数は減少であるが、60歳以上の割合は高い水準が続き加入者全体の6割に近い状況であること。

2点目として、高度医療の普及により1人当たりには要する医療費は、年々増加傾向にあること。

3点目、4点目として、国保加入者の減少や低所得者世帯が多いという国保が抱える構造的な理由から、税収が減収となっており、高齢者を含む低所得者が多いこと。

5点目として、一般会計からの法定外繰入金を受けているということです。税負担の軽減策として、平成30年度まで1億5千万円でしたが、令和元年度は5千万円削減し、1億円に減額しています。

4ページをご覧ください。6点目の歳入歳出の収支の推移、7点目の財政調整基金の運用状況の推移は記載のとおりです。

8点目として、国民健康保険税按分率の推移です。国保の按分率については平成26年度以降改定しておりませんが、平成30年度に資産割を廃止いたしました。限度額については、地方税法施行令に定められた金額を上限額として改定を行っているところです。

次に、5ページ、6 検討事項として現状の分析を踏まえ、今回方針を策定に当たり、(1)国民健康保険税按分率改正の考え方の明確化と、(2)一般会計からの法定外繰入金の削減をあげています。

次に、7 方針期間における収支の見込みですが、令和2年度から令和5年度までの4年間を推計したものを記載しております。

1点目、国保加入者数は減少の見込みです。国保加入者は、

後期高齢者医療保険への移行や、社会保険加入者の適用拡大による社会保険への移行が見込まれることから、現在の国保加入者数をベースに今後も減少していくものと推計しています。

2点目、保険給付費は増加と見込んでいます。加入者が減少しているものの、一人当たりの保険給付は「千葉県国民健康保険運営方針」においても、年々増加が見込まれているおり、別表9のとおり、3%ずつ増えるものと推計しています。

3点目、国民健康保険事業費納付金の見込みです。保険給付費の伸びに連動して、県に収める1人あたりの事業費納付金も増額するものと見込み、表10のとおり推計しています。

4点目、国民健康保険税は国保加入者の減少を要因として毎年度、減収が見込まれます。

5点目、計画期間内の財政見込みですが、歳入歳出収支は、表12のとおり、令和2年度の見込みは4億9,000万円ですが令和5年度は、歳入歳出の差引額は1億3,800万円の赤字になると推計しています。

また、財政調整基金ですが、基金条例に基づき、前年度剰余金の10分の1を国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てることにしてありますが、令和5年度には歳入歳出差引が赤字の推計に伴い、1億3,800万円の取り崩しが必要になると推計しています。

6点目、一般会計繰入金の見込みです。一般会計繰入金のうち、決算補填等を目的としている税負担軽減分の法定外繰入は、保険給付と保険税負担の関係性が不明瞭となること、国保加入者以外の住民に負担を求めることとなることなどから、実施にあたっては、地域の実情を十分に勘案し、計画的に行う必要があるとされています。決算補填分については、令和2年度は先ほどの説明のとおり1億円で予定しております。

なお、前回の案では、令和3年度・4年度は5,000万円としておりましたが、市内部会議での審議も踏まえ、2,500万円に減額し、令和5年度に解消するものとして試算を行いました。

次に、8ページをご覧ください。これまでご説明しました

分析や見込をもとに方針として、以下3つを上げております。

(1) 按分率改定の時期については、計画期間内の、繰越金及び基金積立金を除いた収支である単年度収支が赤字と見込まれる年度の翌年度とし、原則2年周期とするものです。

資料最後にあります(別表2)は、先ほど申し上げた令和2年度から令和5年度における収支見込みを一覧にしたものです。上段、歳入額は年々減少、歳出額は年々増加しております。下段の単年度収支の欄をご覧いただきたいと思っております。この見込みどおりになれば、令和3年度にマイナスとなりますので、令和4年度の改定により不足を補うこととなります。

前の方針案では、単年度収支が2年続いた場合に改定を行うこととしておりましたが、赤字幅が大きくなると改定率も大きくなり、急激な負担増が懸念されることから、変更したものです。

なお、一度の按分率改定では、依然として赤字が見込まれることから、計画期間外の改定の必要性についても、記載しています。本方針については、中間見直しを令和3年度に行うこととしておりますので、収支決算等を踏まえ、繰越額の状態を見ながら、改定幅は加入者の急激な負担増とならないよう配慮しながら、改定率等の具体的な検討を行うことになると考えております。

(2) 一般会計からの法定外繰入金の解消については、令和2年度以降も段階的に削減し、令和5年度において解消すると明記し、(3) 賦課限度額の設定については、従前のおり、地方税法施行令第56条の88の2に定められた金額を上限額とする。以上、3点が方針となります。

最後に、9ページ、9 運営方針における改善プランでございます。税率改定以外の部分においても、引き続き、安定した国保財政の運営を図るための取組として列挙させていただいておりますので、詳細は資料をご確認いただきたいと思います。

小島議長 　　ただいま、事務局から説明がありました。ご質問等がご

ございましたらお受けいたします。

服 部 委 員 赤字になってしまう。赤字にならないためには、病気にならないことですよ。民生委員の活動として、月に1回体操をやっていて、だいたい40人から50人くらい来ています。今後はもっと増やしていきたい。あと、退職したときに、ガウランドのダイエット教室で、3ヶ月で4kg痩せたら、数字がすべてよくなった。数字の羅列ではなくて、具体的にどういうことをやっていくか、市民にアピールする。どうにかして、支出を減らすような形のものをやっていった方がいいんじゃないでしょうか。

佐 久 間 次 長 説明を省略してしまいましたが、9ページに今まで取り組んできたこと、そしてこれからも取り組んでいくことを記載してございます。医療費削減に向けた取り組みとして重症化予防を行い、多くの人に健康に過ごしてほしいと考えています。

小 島 会 長 豊嶋委員、何かございますか。

豊 嶋 委 員 薬剤師会代表の豊嶋です。運営方針の改善プランの中に、保険者努力支援制度の活用という項目がありまして、その中に後発医薬品の使用促進とあるのですが、店頭で、患者さんに説明をしているのですが、なかなか理解してもらえない。社会保険だと、会社の方にカードのようなものが送られてくるみたいなのですが、国保ではどのようなことをしていますか。

事 務 局 千葉県国民健康保険としては、年に2回ほど、今お使い
(門 脇) のお薬をジェネリックに変えると、このくらい安くなります
といった内容のお薬書をお送りしています。1回につき、だ
いたい800通くらいになります。ただ、この薬書を送ると、
人によってはもの凄く怒る方もいらっしゃいます。ジェネリ
ックの使用率は、ゆるやかに上昇していて、現在7割強になり
ます。

豊嶋委員 お店でも勧めてはいますが、どうしてもダメという人には、それで終わりなのではないでしょうか。

事務局（門脇） ジェネリックに変えて、自分には合わなかったという方もいらっしゃると思います。そういう方は、元の薬を使うのも仕方がないのかなど。ただ、市としては、多くの方にジェネリック薬品を使ってほしいと思っています。

小島会長 前回の会議でも、佐野委員にはジェネリックのお話をしていただきましたが。

佐野委員 ジェネリックを出すと、便秘をするとか、具合が悪くなるという方はいます。初診の方には、なるべくジェネリックを使うようにしています。あと、医療費を減らすには、禁煙して、お酒を控えて、運動して減量するのが一番ですね。

服部委員 病院に行って、血圧の薬をもらうときに、先生に痩せてくださいねって、毎回言われますね。

佐野委員 他に言うことがないですから。あと、社会保険にも国民健康保険にも入っていないくて、自費で薬をくれっていう方は、どのくらいいるんですかね。

佐久間次長 市役所では、それはわかりません。

事務局（長谷川副参事） どこにも入るところがないということであれば、国民健康保険に入ることになりますが。

佐野委員 そのお金がもったいないというんですよ。

杉浦部長 国民健康保険への加入は、届出主義ですから、空白の期間が生じてしまう可能性はありますね。

佐野委員 あと、会社を辞めたのに、その保険証をそのまま使っている方もいますね。

小島会長 他にご質問はございませんか。

(質疑なし)

杉浦部長 それでは、貴重なご意見をありがとうございました。こちらの運営方針、第3回目のときは3案ほどあって、結論を出していなかったのですけれども、今回では単年度収支が赤字になった翌年度に改定という方針を出させていただいたところですが、服部委員がおっしゃっていたとおりなのですが、こちらの方針では令和5年度までしかお出ししておりませんが、このままでいくと保険制度がもたなくなります。今年度末では、当市の国保会計は純資産が6億円近くあるのですが、令和3年、4年とどんどん目減りしていきます。純資産がマイナスになってからの改定となると、2倍の改定率で納めていただくという話になってしまいますから、この見込みどおりとなれば、令和4年度に改定をさせていただきたいと記載してございます。ただ、先のことは誰にもわかりません。1人あたりの事業費納付金を3%増で見込むとこのような形になるのですが、再来年度に中間見直しを行いますので、そんなに遠くない年度で改定をお願いしたいとしている訳でございます。いろいろなご意見、ありがとうございました。

服部委員 ちょっとだけお話させていただきますが、私は蔵波台で民生委員をしています。全員避難というと、全員が避難できるように思っていますが、蔵波台7丁目自治会、会員は170名いるのですが、避難所に用意できるスペースは、1人1畳として25人分だと。それを聞いて、やはり自分の身は自分で守らないといけないなと感じました。今日の話も同じですね。自分で努力をして、健康にならないといけない。非常にいい勉強になりました。ありがとうございます。

小島議長 それでは議題4「その他について」、に移ります。
委員の皆様、または、事務局から何かございませんか。

事務局 事務連絡をさせていただきます。
(門脇) 本日の会議が、今年度おける最後の会議となります。

来年度は、任期途中から委員になられた方も含め、任期3年目の最後の年度となります。引き続きご指導のほど、よろしくお願いいたします。

次回の会議については、令和2年5月を予定しております。今の時点では、5月7日か14日を候補としております。日程等につきましては、改めましてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

小島議長 他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。併せまして、議長の職を解かさせていただきます。

議事の進行にあたり、皆様のご協力に対しまして感謝申し上げます。

長時間にわたり、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局 以上をもちまして、令和元年度第4回袖ヶ浦市国民健康保険（門協）運営協議会を終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。

午後3時20分 閉会

議事録署名人

(自筆署名)

令和元年度第4回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会会議次第

日時 令和2年2月13日（木）

午後2時から

場所 市役所7階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選出について
- (2) 令和2年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算（案）について
- (3) 袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針（案）について
- (4) その他について

4 閉 会

令和2年度
袖ヶ浦市国民健康保険
特別会計
予算（案）について

袖ヶ浦市 市民健康部 保険年金課

1 概 要

(1) 歳入歳出予算額

65億1,700万円

(前年度比2億100万円増(3.2%増))

※参考

① 国民健康保険税額

12億6,900万5千円

(前年度比774万8千円減(0.6%減))

② 保険給付費額

45億8,612万6千円

(前年度比1億6,580万3千円増(3.8%増))

③ 被保険者数(年度平均)

13,641人

(前年度比39人減(0.3%減))

④ 一人当たり保険税調定額(現年度分)

91,917円

(前年度比120円減(0.1%減))

⑤ 保険税収納率(現年度分)

93.26%

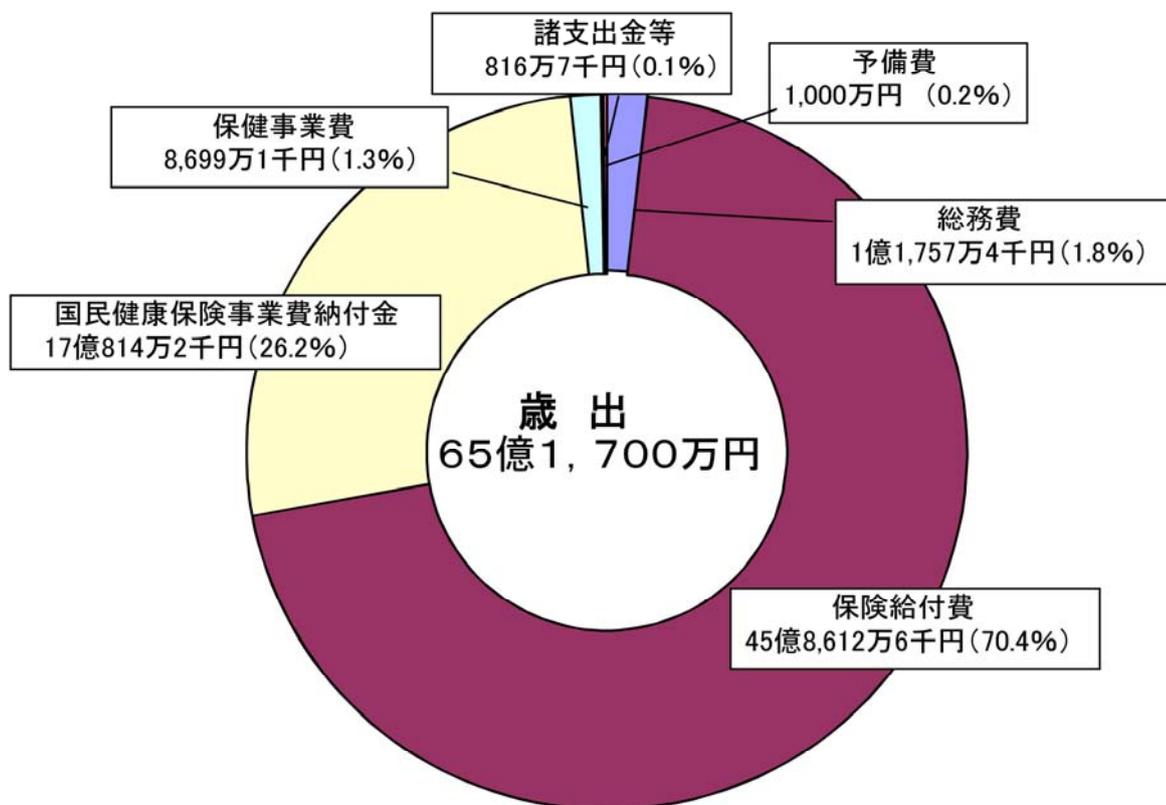
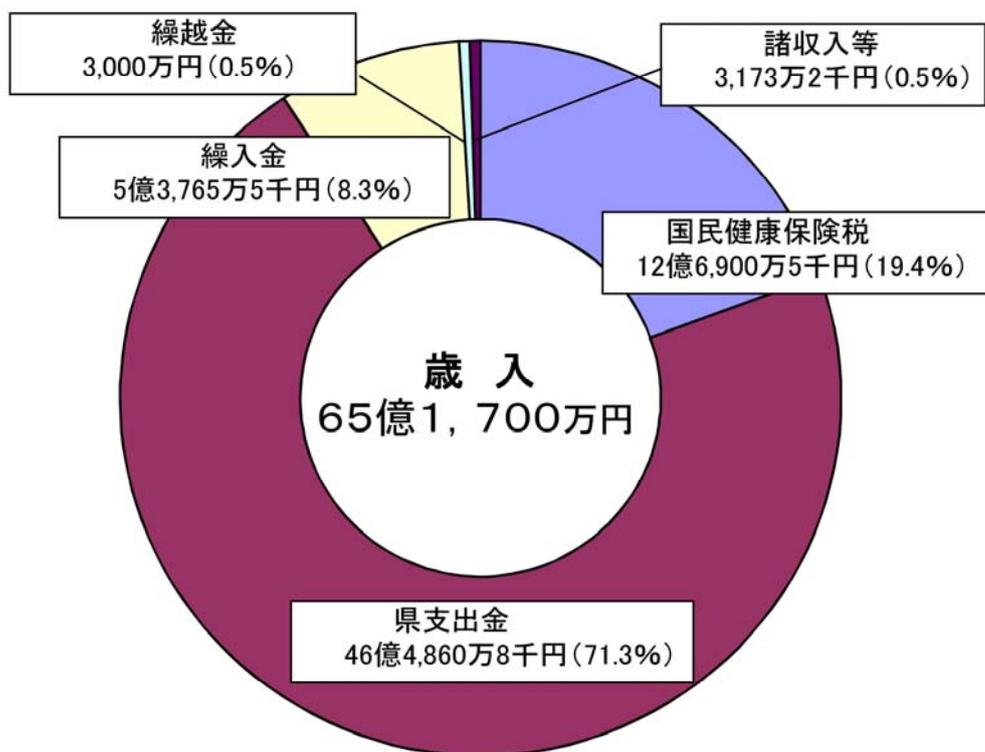
(前年度比1.39ポイント増)

⑥ 一人当たり療養給付費

291,235円

(前年度比11,256円増(4.0%増))

2 国保財政の内訳



3 歳 入 内 訳 表

(単位：千円)

区 分	R 2 予算(案) (A)	R元 予 算 (B)	増減額 (A) - (B)
国民健康保険税	1,269,005	1,276,753	△7,748
使用料及び手数料	1	1	0
国庫支出金	1	0	1
県支出金	4,648,608	4,421,010	227,598
財産収入	1	1	0
繰入金	537,655	556,459	△18,804
繰越金	30,000	30,000	0
諸収入	31,729	31,776	△47
合 計	6,517,000	6,316,000	201,000

○国民健康保険税は、一般被保険者では約550万円、退職被保険者等では約220万円の減となり、前年度と比較すると、全体として約770万円の減(0.6%減)となった。

○県支出金は、療養の給付等に要する費用として、保険給付費等交付金が交付される。

○繰入金は、保険基盤安定繰入金等の法定内繰入金が、約1,890万円の減(4.5%減)となった。法定外繰入金では、ほぼ横ばいの約10万円の増(0.1%増)になったことにより、前年度と比較すると、全体で約1,880万円の減(3.4%減)となった。

4 歳 出 内 訳 表

(単位：千円)

区 分	R2 予算(案) (A)	R元 予 算 (B)	増減額 (A) - (B)
総務費	117,574	128,325	△10,751
保険給付費	4,586,126	4,420,323	165,803
国民健康保険事業費納付金	1,708,142	1,663,730	44,412
共同事業拠出金	3	3	0
財政安定化基金拠出金	1	1	0
保健事業費	86,991	85,455	1,536
基金積立金	3,001	3,001	0
公債費	1	1	0
諸支出金	5,161	5,161	0
予備費	10,000	10,000	0
合 計	6,517,000	6,316,000	201,000

○保険給付費は、前年度と比較すると、約1億6,580万円の増(3.8%増)となった。主な内訳としては、療養諸費で約1億4,630万円の増(3.8%増)、高額療養費で約2,420万円の増(4.6%増)となった。1人当たりの療養給付費(一般)では291,235円となり、前年度より11,256円の増(4.0%増)となった。

○国民健康保険事業費納付金は、県内の保険料収納必要額(医療給付費—公費等による収入額)を市町村ごとの医療費水準や所得水準などで按分したものである。前年度と比較すると、約4,440万円の増(2.7%増)となった。

(県内順位(54位中))

医療費水準 17位

所得水準(医療分) 12位

○保健事業費は、特定健康診査等事業費については、受診率向上のため、未受診者対策費用を見込んでいる。また、疾病予防費として、短期人間ドック助成事業費を見込み、慢性腎臓病予防対策として、予防基準に該当した対象者に「腎臓病地域連携パス」を発行し、かかりつけ医からの重症化予防の取組みを推進する。

○基金積立金、公債費、諸支出金及び予備費は、昨年度と同額となった。

令和2年度国民健康保険特別会計予算(案)

1 歳入

(単位:円)

区 分	令和2年度 予算(案) (A)	令和元年度 予算 (B)	増減額 (A)-(B)	備 考
1 国民健康保険税	1,269,005,000	1,276,753,000	△ 7,748,000	
1 国民健康保険税	1,269,005,000	1,276,753,000	△ 7,748,000	
1 一般被保険者国民健康保険税	1,268,299,000	1,273,781,000	△ 5,482,000	(現年度分)
1 医療給付費分現年課税分	851,074,000	840,501,000	10,573,000	・調定見込額 1,253,837千円
2 後期高齢者支援金分現年課税分	247,118,000	245,626,000	1,492,000	・一世当たり 148,805円
3 介護納付金分現年課税分	71,141,000	68,533,000	2,608,000	・一人当たり 91,917円
4 医療給付費分滞納繰越分	69,823,000	83,958,000	△ 14,135,000	・徴収見込税額 1,169,355千円
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	19,771,000	23,922,000	△ 4,151,000	・徴収見込率 93.26%
6 介護納付金分滞納繰越分	9,372,000	11,241,000	△ 1,869,000	(滞納繰越分)
2 退職被保険者等国民健康保険税	706,000	2,972,000	△ 2,266,000	・調定見込額 337,263千円
1 医療給付費分現年課税分	16,000	1,295,000	△ 1,279,000	・徴収見込税額 99,650千円
2 後期高齢者支援金分現年課税分	4,000	407,000	△ 403,000	徴収見込率 29.55%
3 介護納付金分現年課税分	2,000	317,000	△ 315,000	
4 医療給付費分滞納繰越分	475,000	647,000	△ 172,000	
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	107,000	167,000	△ 60,000	
6 介護納付金分滞納繰越分	102,000	139,000	△ 37,000	
2 使用料及び手数料	1,000	1,000	0	
1 手数料	1,000	1,000	0	・証明など手数料として 300円/件
1 総務手数料	1,000	1,000	0	
1 証明手数料	1,000	1,000	0	
3 国庫支出金	1,000	0	1,000	
1 国庫補助金	1,000	0	1,000	・災害臨時特例補助金 広域化後は、原則県から交付されるが、 一部国からの補助金が残っている。
1 災害臨時特例補助金	1,000	0	1,000	
1 災害臨時特例補助金	1,000	0	1,000	
4 県支出金	4,648,608,000	4,421,010,000	227,598,000	保険給付費等交付金 療養の給付等に要する費用の交付金
1 県負担金・補助金	4,648,608,000	4,421,010,000	227,598,000	・普通交付金 一般被保険者分 4,547,345,000円 退職被保険者等分 1,352,000円
1 保険給付費等交付金	4,648,608,000	4,421,010,000	227,598,000	・特別交付金 特別調整交付金 3,696,000円 保険者努力支援制度 27,973,000円 都道府県繰入金 41,632,987円 特定健康診査等負担金 26,610,000円
1-1 保険給付費等交付金(普通交付金)	4,548,697,000	4,315,100,000	233,597,000	
2-1 保険給付費等交付金(特別交付金)	99,911,000	105,910,000	△ 5,999,000	
5 財産収入	1,000	1,000	0	
1 財産収入	1,000	1,000	0	・調整基金積立金を運用した場合の利 子等
1 利子及び配当金	1,000	1,000	0	
1 利子及び配当金	1,000	1,000	0	

区 分	令和2年度 予算(案) (A)	令和元年度 予算 (B)	増減額 (A)－(B)	備 考
6繰入金	537,655,000	556,459,000	△ 18,804,000	
1他会計繰入金	537,654,000	556,458,000	△ 18,804,000	
1一般会計繰入金	537,654,000	556,458,000	△ 18,804,000	
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	154,181,000	158,447,000	△ 4,266,000	(一般会計繰入金の内訳)
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	96,553,000	97,571,000	△ 1,018,000	・法定繰入金
3職員給与費等繰入金	117,551,000	128,305,000	△ 10,754,000	397,785千円
4出産育児一時金等繰入金	12,600,000	15,400,000	△ 2,800,000	・法定外繰入金
5財政安定化支援事業繰入金	16,900,000	16,963,000	△ 63,000	139,869千円
6その他一般会計繰入金	100,000,000	100,000,000	0	
7保健事業費繰入金	39,869,000	39,772,000	97,000	
2基金繰入金	1,000	1,000	0	
1国民健康保険財政調整基金繰入金	1,000	1,000	0	
1国民健康保険財政調整基金繰入金	1,000	1,000	0	
7繰越金	30,000,000	30,000,000	0	
1繰越金	30,000,000	30,000,000	0	・前年度の繰越金(剰余金)
1その他繰越金	30,000,000	30,000,000	0	
1その他繰越金	30,000,000	30,000,000	0	
8諸収入	31,729,000	31,776,000	△ 47,000	
1延滞金加算金及び過料	28,101,000	28,151,000	△ 50,000	
1一般被保険者延滞金	28,000,000	28,000,000	0	
1一般被保険者延滞金	28,000,000	28,000,000	0	
2退職被保険者等延滞金	100,000	150,000	△ 50,000	・延滞金
1退職被保険者等延滞金	100,000	150,000	△ 50,000	納期限までに納付されない場合に徴収される
3過料	1,000	1,000	0	・過料
1過料	1,000	1,000	0	制裁の一つとして金銭を徴収するもの
2雑入	3,628,000	3,625,000	3,000	・第三者納付金
1一般被保険者第三者納付金	3,000,000	3,000,000	0	交通事故などの第三者の行為による傷病に要した診療費を返還してもらうもの
1一般被保険者第三者納付金	3,000,000	3,000,000	0	・返納金
2退職被保険者等第三者納付金	1,000	1,000	0	資格喪失後などにかかった診療費を返還してもらうもの
1退職被保険者等第三者納付金	1,000	1,000	0	・雑入
3一般被保険者返納金	600,000	600,000	0	臨時職員の雇用保険料や指定公費など
1一般被保険者返納金	500,000	500,000	0	
2一般被保険者返納金(滞繰分)	100,000	100,000	0	
4退職被保険者等返納金	2,000	2,000	0	
1退職被保険者等返納金	1,000	1,000	0	
2退職被保険者等返納金(滞繰分)	1,000	1,000	0	
5雑入	25,000	22,000	3,000	
1雑入	25,000	22,000	3,000	
合 計	6,517,000,000	6,316,000,000	201,000,000	

一般会計

(単位:円)

区 分	令和2年度 予算(案) (A)	令和元年度 予算 (B)	増減額 (A)－(B)	備 考
14国庫支出金	48,276,000	48,785,000	△ 509,000	
1国庫負担金	48,276,000	48,785,000	△ 509,000	保険者支援分:96,552千円×1/2
1民生費国庫負担金	48,276,000	48,785,000	△ 509,000	
4国民健康保険基盤安定負担金(保険者支援分)	48,276,000	48,785,000	△ 509,000	
15県支出金	139,773,000	143,226,000	△ 3,453,000	
1県負担金	139,773,000	143,226,000	△ 3,453,000	保険税軽減分:154,180千円×3/4
2民生費県負担金	115,635,000	118,834,000	△ 3,199,000	保険者支援分:96,552千円×1/4
3国民健康保険保険基盤安定負担金	115,635,000	118,834,000	△ 3,199,000	
4国民健康保険基盤安定負担金(保険者支援分)	24,138,000	24,392,000	△ 254,000	
合 計	188,049,000	192,011,000	△ 3,962,000	

財政調整基金の状況

(単位:円)

30年度末残高	99,671,301
元年度積立額	46,461,000
元年度利子積立額	10,047
元年度取崩額	
元年度末現在高(予定)	146,142,348

令和2年度国民健康保険特別会計予算(案)

2 歳出

(単位:円)

区 分	令和2年度 予算(案) (A)	令和元年度 予算 (B)	増減額 (A)-(B)	備 考
1総務費	117,574,000	128,325,000	△ 10,751,000	
1総務管理費	112,182,000	120,768,000	△ 8,586,000	(加入状況(年度平均見込))
1一般管理費	110,153,000	118,778,000	△ 8,625,000	・世帯数 8,426世帯
1-3国保事務費	24,773,000	24,674,000	99,000	・被保険者数 13,641人
3-1一般職人件費	85,380,000	94,104,000	△ 8,724,000	(国保事務費)
2連合会負担金	2,029,000	1,990,000	39,000	・会計年度任用職員採用
1-1千葉県国保団体連合会負担金	2,029,000	1,990,000	39,000	
2徴税費	5,026,000	7,177,000	△ 2,151,000	(一般職人件費)
1賦課徴収費	5,026,000	7,177,000	△ 2,151,000	・15人
1-2賦課事務費	1,611,000	3,026,000	△ 1,415,000	うち保険10人、納税3人、健推2人
1-3徴収事務費	3,415,000	4,151,000	△ 736,000	(県連合会負担金)
3運営協議会費	366,000	380,000	△ 14,000	・事務費割 1,654千円
1運営協議会費	366,000	380,000	△ 14,000	・均等割負担金 375千円
1-1国保運営協議会運営費	366,000	380,000	△ 14,000	
2保険給付費	4,586,126,000	4,420,323,000	165,803,000	
1療養給付費	4,011,687,000	3,865,411,000	146,276,000	(療養給付費)
1一般被保険者療養給付費	3,972,737,000	3,824,229,000	148,508,000	・一般被保険者
1-1一般被保険者療養給付費	3,972,737,000	3,824,229,000	148,508,000	291,235円/人
2退職被保険者等療養給付費	1,000,000	5,150,000	△ 4,150,000	
1-1退職被保険者等療養給付費	1,000,000	5,150,000	△ 4,150,000	
3一般被保険者療養費	28,000,000	26,609,000	1,391,000	
1-1一般被保険者療養費	28,000,000	26,609,000	1,391,000	
4退職被保険者等療養費	150,000	164,000	△ 14,000	
1-1退職被保険者等療養費	150,000	164,000	△ 14,000	(審査支払見込)
5審査支払手数料	9,800,000	9,259,000	541,000	・現物給付
1-1診療報酬審査支払い手数料	9,800,000	9,259,000	541,000	9,566千円 (単価38円)
2高額療養費	550,928,000	526,700,000	24,228,000	・柔整療養費
1一般被保険者高額療養費	550,000,000	525,602,000	24,398,000	200千円 (単価58円)
1-1一般被保険者高額療養費	550,000,000	525,602,000	24,398,000	・療養費
2退職被保険者等高額療養費	200,000	505,000	△ 305,000	34千円 (単価36円)
1-1退職被保険者等高額療養費	200,000	505,000	△ 305,000	
3一般被保険者高額介護合算療養費	727,000	592,000	135,000	
1-1一般被保険者高額介護合算療養費	727,000	592,000	135,000	
4退職被保険者等高額介護合算療養費	1,000	1,000	0	
1-1退職被保険者等高額介護合算療養費	1,000	1,000	0	
3移送費	101,000	100,000	1,000	
1一般被保険者移送費	100,000	50,000	50,000	
1-1一般被保険者移送費	100,000	50,000	50,000	
2退職被保険者等移送費	1,000	50,000	△ 49,000	(出産育児一時金)
1-1退職被保険者等移送費	1,000	50,000	△ 49,000	・支給件数 45件
4出産育児諸費	18,910,000	23,112,000	△ 4,202,000	・支給単価 42万円
1出産育児一時金	18,910,000	23,112,000	△ 4,202,000	・手数料 210円
1-1出産育児一時金	18,910,000	23,112,000	△ 4,202,000	
5葬祭諸費	4,500,000	5,000,000	△ 500,000	(葬祭費)
1葬祭費	4,500,000	5,000,000	△ 500,000	・支給件数 90件
1-1葬祭費	4,500,000	5,000,000	△ 500,000	・支給単価 5万円
3国民健康保険事業費納付金	1,708,142,000	1,663,730,000	44,412,000	
1医療給付費分	1,172,081,000	1,151,173,000	20,908,000	国民健康保険事業費納付金
1一般被保険者医療給付費分	1,171,562,000	1,149,434,000	22,128,000	県内の保険料収納必要額(医療給
1-1一般被保険者医療給付費分	1,171,562,000	1,149,434,000	22,128,000	付費—公費等による収入額)を市町村
2退職被保険者等医療給付費分	519,000	1,739,000	△ 1,220,000	ごとの医療費や所得の水準などで按
1-1退職被保険者等医療給付費分	519,000	1,739,000	△ 1,220,000	分
2後期高齢者支援金等分	536,061,000	512,557,000	23,504,000	・医療分
1一般被保険者後期高齢者支援金等分	404,076,000	393,422,000	10,654,000	一般 1,171,561,740円
1-1一般被保険者後期高齢者支援金等分	404,076,000	393,422,000	10,654,000	退職 518,105円
2退職被保険者等後期高齢者支援金等分	119,000	515,000	△ 396,000	・支援金分
1-1退職被保険者等後期高齢者支援金等分	119,000	515,000	△ 396,000	一般 404,075,297円
3介護納付金分	131,866,000	118,620,000	13,246,000	退職 118,293円
1-1介護納付金分	131,866,000	118,620,000	13,246,000	・介護納付金分 131,865,628円

区 分	令和2年度 予算(案) (A)	令和元年度 予算 (B)	増減額 (A) - (B)	備 考
4共同事業拠出金	3,000	3,000	0	(その他共同事業拠出金の内容)
1 其他共同事業拠出金	3,000	3,000	0	退職被保険者の資格適用適正化等のための年金受給権者一覧表作成経費
1-1 其他共同事業拠出金	3,000	3,000	0	
5財政安定化基金拠出金	1,000	1,000	0	(新設)
1 財政安定化基金拠出金	1,000	1,000	0	・財政安定化基金から交付または貸付を受けた場合の拠出金
1-1 財政安定化基金拠出金	1,000	1,000	0	
6保健事業費	86,991,000	85,455,000	1,536,000	(特定健康診査等事業費の内容)
1 特定健康診査等事業費	66,479,000	64,710,000	1,769,000	・目標受診率 56.0% (H30: 53.1%(目標値55.0%))
1 特定健康診査等事業費	66,479,000	64,710,000	1,769,000	(特定保健指導等事業費の内容)
1-1 特定健康診査等事業費	62,367,000	61,214,000	1,153,000	・目標実施率 54.0% (H30: 55.4%(目標値50.0%))
1-2 特定保健指導等事業費	4,112,000	3,496,000	616,000	(医療費通知の内容)
2 保健事業費	20,512,000	20,745,000	△ 233,000	46,000通(年4回)
1 疾病予防費	20,512,000	20,745,000	△ 233,000	(ジェネリック医薬品差額通知の内容)
1-1 医療費通知事業	3,060,000	3,137,000	△ 77,000	2,400通(年2回)
1-3 健康診査助成事業	17,169,000	17,326,000	△ 157,000	(健康診査助成の内容)
1-4 慢性腎臓病予防連携事業	283,000	282,000	1,000	基本検査25,000円(最高50,000円)助成
7基金積立金	3,001,000	3,001,000	0	・基金条例において繰越金の1割以上の額を積み立てることとなっている。
1 基金積立金	3,001,000	3,001,000	0	繰越金3,000万円の1割分300万円と積立運用利子1千円
1 国保財政調整基金積立金	3,001,000	3,001,000	0	
1-1 国保財政調整基金積立金	3,001,000	3,001,000	0	
8公債費	1,000	1,000	0	
1 公債費	1,000	1,000	0	・一時借入金とその利子
1 利子	1,000	1,000	0	
1-1 公債費	1,000	1,000	0	
9諸支出金	5,161,000	5,161,000	0	
1 償還金及び還付加算金	5,161,000	5,161,000	0	
1 一般被保険者保険税還付金	5,100,000	5,100,000	0	・還付金 保険税が納め過ぎになった場合に、納税者に返される金銭
1-1 還付金	5,000,000	5,000,000	0	・還付加算金
1-2 還付加算金	100,000	100,000	0	・還付金に付ける利息
2 退職被保険者等保険税還付金	60,000	60,000	0	・償還金
1-1 還付金	50,000	50,000	0	国庫補助金等において精算等に伴い、過大交付されていた金額を返還するもの
1-2 還付加算金	10,000	10,000	0	
3 償還金	1,000	1,000	0	
1-1 国庫補助金等償還金	1,000	1,000	0	
10予備費	10,000,000	10,000,000	0	
1 予備費	10,000,000	10,000,000	0	・予定外の支出等に備え準備しておく費用
1-1 予備費	10,000,000	10,000,000	0	
合 計	6,517,000,000	6,316,000,000	201,000,000	

一般会計

(単位:円)

区 分	令和2年度 予算(案) (A)	令和元年度 予算 (B)	増減額 (A) - (B)	備 考
3民生費	537,654,000	556,458,000	△ 18,804,000	
1 社会福祉費	537,654,000	556,458,000	△ 18,804,000	一般会計繰入金額と同額
1 社会福祉総務費	537,654,000	556,458,000	△ 18,804,000	
7-1 国民健康保険特別会計繰出金	537,654,000	556,458,000	△ 18,804,000	
合 計	537,654,000	556,458,000	△ 18,804,000	

国民健康保険特別会計歳入歳出内訳表

(単位：千円)

区 分	令和2年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度当初予算に対する増減額 (A-B) D	左の増減率 D/B (%)	平成30年度決算に対する増減額 (A-C) E	左の増減率 E/C (%)
	当初予算額A	構成比(%)	当初予算額B	構成比(%)	決算額C	構成比(%)				
1. 国民健康保険税	1,269,005	19.4	1,276,753	20.2	1,377,030	20.4	△ 7,748	△ 0.6	△ 108,025	△ 7.8
2. 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	皆増
3. 国庫支出金	1	0.0	0	0.0	102	0.0	1	皆増	△ 101	△ 99.0
4. 県支出金	4,648,608	71.3	4,421,010	70.0	4,370,499	64.6	227,598	5.1	278,109	6.4
5. 財産収入	1	0.0	1	0.0	7	0.0	0	0.0	△ 6	△ 85.7
6. 繰入金	537,655	8.3	556,459	8.8	597,168	8.8	△ 18,804	△ 3.4	△ 59,513	△ 10.0
7. 繰越金	30,000	0.5	30,000	0.5	359,429	5.3	0	0.0	△ 329,429	△ 91.7
8. 諸収入	31,729	0.5	31,776	0.5	54,615	0.8	△ 47	△ 0.1	△ 22,886	△ 41.9
療養給付費等交付金					4,349	0.1			△ 4,349	皆減
歳 入 合 計	6,517,000	100.0	6,316,000	100.0	6,763,199	100.0	201,000	3.2	△ 246,199	△ 3.6
1. 総務費	117,574	1.8	128,325	2.0	132,208	2.1	△ 10,751	△ 8.4	△ 14,634	△ 11.1
2. 保険給付費	4,586,126	70.4	4,420,323	70.0	4,277,660	67.9	165,803	3.8	308,466	7.2
3. 国民健康保険事業費納付金	1,708,142	26.2	1,663,730	26.3	1,707,509	27.1	44,412	2.7	633	0.0
4. 共同事業拠出金	3	0.0	3	0.0	1	0.0	0	0.0	2	200.0
5. 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	皆増
6. 保健事業費	86,991	1.3	85,455	1.4	77,063	1.2	1,536	1.8	9,928	12.9
7. 基金積立金	3,001	0.0	3,001	0.0	35,950	0.6	0	0.0	△ 32,949	△ 91.7
8. 公債費	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	皆増
9. 諸支出金	5,161	0.1	5,161	0.1	68,204	1.1	0	0.0	△ 63,043	△ 92.4
10. 予備費	10,000	0.2	10,000	0.2	0	0.0	0	0.0	10,000	皆増
歳 出 合 計	6,517,000	100.0	6,316,000	100.0	6,298,595	100.0	201,000	3.2	218,405	3.5

国民健康保険制度の改正について

令和2年度税制改正大綱

令和2年度課税分から実施

(1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ	1	ページ
(2) 低所得者に対する保険税軽減措置（応益割軽減）の拡充	1	ページ

令和2年度予算編成に関する大臣折衝事項

令和2年度から実施

(1) 診療報酬本体改定	3	ページ
(2) 薬価等の改定	3	ページ
(3) 材料価格	3	ページ

袖ヶ浦市市民健康部保険年金課

令和2年度税制改正大綱

[令和2年度課税分から実施]

(1) 国民健康保険税に係る課税限度額を3万円引上げ(96万円→99万円)

基礎課税分 (現行) 61万円 (改正後) 63万円

後期高齢者支援金分 (現行) 19万円 (据置)

介護納付金分 (現行) 16万円 (改正後) 17万円

(2) 低所得者に対する保険税軽減措置(応益割軽減)の拡充(5割・2割軽減対象の拡大)

・ 2割軽減の拡大 軽減対象となる所得基準額の引上げ

(現行) 基準額 33万円+51万円×被保険者数

(改正後) 基準額 33万円+52万円×被保険者数

・ 5割軽減の拡大 軽減対象となる所得基準額の引上げ

(現 行) 基準額 33万円 + 28万円 × 被保険者数

(改正後) 基準額 33万円 + **28.5**万円 × 被保険者数

(参考) 7割軽減 基準額 33万円

令和2年度予算編成に関する大臣折衝事項

[令和2年度から実施]

(1) 診療報酬本体改定

診療報酬本体 +0.55% (国費 +600億円程度)

(内訳) 医科+0.53% 歯科+0.59% 調剤+0.16%

(2) 薬価等の改定

薬価 $\Delta 0.98\%$ (国費 $\Delta 1,100$ 億円程度)

(内訳) 実勢価格改定等 $\Delta 0.43\%$

(3) 材料価格 $\Delta 0.02\%$ (国費 $\Delta 30$ 億円程度)

(内訳) 実勢価格改定等 $\Delta 0.01\%$

袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針

(令和2年度～5年度)

令和2年3月

袖ヶ浦市

(目次)

1	背景	1
2	目的	1
3	方針の位置付け	2
4	対象期間及び見直し	2
5	国民健康保険の現状	2
6	検討事項	5
7	方針期間における収支の見込み	5
8	方針	8
9	運営方針における改善プラン	9
	【参考】 国等の制度改正の概要	11

(別表1) 特別会計収支決算額の推移 平成28～令和元年度

(別表2) 特別会計収支見込み 令和2～5年度

1 背景

国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者を除く全ての者を被保険者（以下「国保加入者」という。）とする公的医療保険制度である。

近年は、医療を受ける機会が多い高齢者の増加や労働人口の減少により、医療費の増大と国民健康保険税の減収が続いており、保険税（料）の増額を行わざるを得ない自治体も増えている。しかし、国保加入者は、被用者保険加入者に比べ所得水準が低い傾向にあり、所得に対する保険税負担が重いといった問題がある。その負担を軽減するために一般会計からの法定外繰入を行っている自治体もあるが、財政的に余力のある自治体は少なく、国民健康保険の運営は厳しい状況に置かれている。

このような状況を踏まえ、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）により、平成30年4月から、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等、国保運営について中心的な役割を担うこととなり（以下「広域化」という。）、市町村は保険収入等を財源とし、都道府県が決定した国保事業費納付金を都道府県に納付し、保険給付費に相当する費用は、都道府県が各市町村へ支払う仕組みに変更された。

この広域化のため、千葉県では平成29年12月に、国民健康保険制度の安定的な運営及び効率的な事業の確保を目的とし、「千葉県国民健康保険運営方針」を策定し、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入金について、保険給付と保険税負担の関係性が不明瞭となることや、国保加入者以外の住民に負担を求めていることなどから、保険税の急激な増加等を十分に勘案しつつ、計画的に解消・削減を図るべきとされたところである。本市においては、広域化が始まったばかりであり、長期的な推計が困難なことから、平成30年度から令和元年度までの2年間を対象期間とする「袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針」を策定し、国保財政の健全化に努めてきた。決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入金は、千葉県の方針に鑑み、1億5千万円の繰入れを、令和元年度は1億円に引下げたところである。

現行の方針が令和元年度までであることから、新たに本方針を策定するものである。

2 目的

本方針は、国保加入者が必要に応じて適正な医療を受けるための給付を確保するため、国民健康保険の歳入の確保と歳出の抑制の両面から、国保財政の健全化を図り、安定的な国保運営を目指すとともに、按分率改定の考え方を明確にするために策定するものである。

3 方針の位置付け

本方針は、国民健康保険法第82条の2第1項の規定により定められた千葉県国民健康保険運営方針を踏まえ、本市国民健康保険として、実施すべきものを定めたものである。

4 対象期間及び見直し

本方針は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間を対象期間とする。

また、本方針に基づく取組実施状況や各項目の実績額等を把握し、袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会及び関係課等と情報共有を図るとともに、中間年（令和3年度）に必要な応じた見直しを行う。

5 国民健康保険の現状

過去4年度分の推移は、以下のとおりである。

(1) 国保加入者数は減少が続いている

国保加入者は毎年3～7%の割合で減少しているが、医療費が増加する60歳以上の割合は高い水準が続いている。

【表1】国保加入者数の推移（年度末）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
国保加入者数（人）	15,638	14,538	13,941	13,439
60歳以上	8,587	8,352	8,089	7,785
	54.91%	57.45%	58.02%	57.93%
国保加入割合（%）	25.06%	22.98%	21.88%	—

(2) 高度医療の普及により 一人当たり医療費が増えている

高齢化の進展や医療技術の高度化等により、1人当たりには要する医療費は、年々増加傾向にある。

【表2】保険給付費の推移（2款全体）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
決算額（百万円）	4,560	4,422	4,278	4,380
前年度比（百万円）	△34	△138	△144	102
前年度比（%）	△0.7	△3.0	△3.3	2.4
一人当たり医療費（千円）	292	304	307	326

(3) 国保加入者数の減少等により税収が減っている

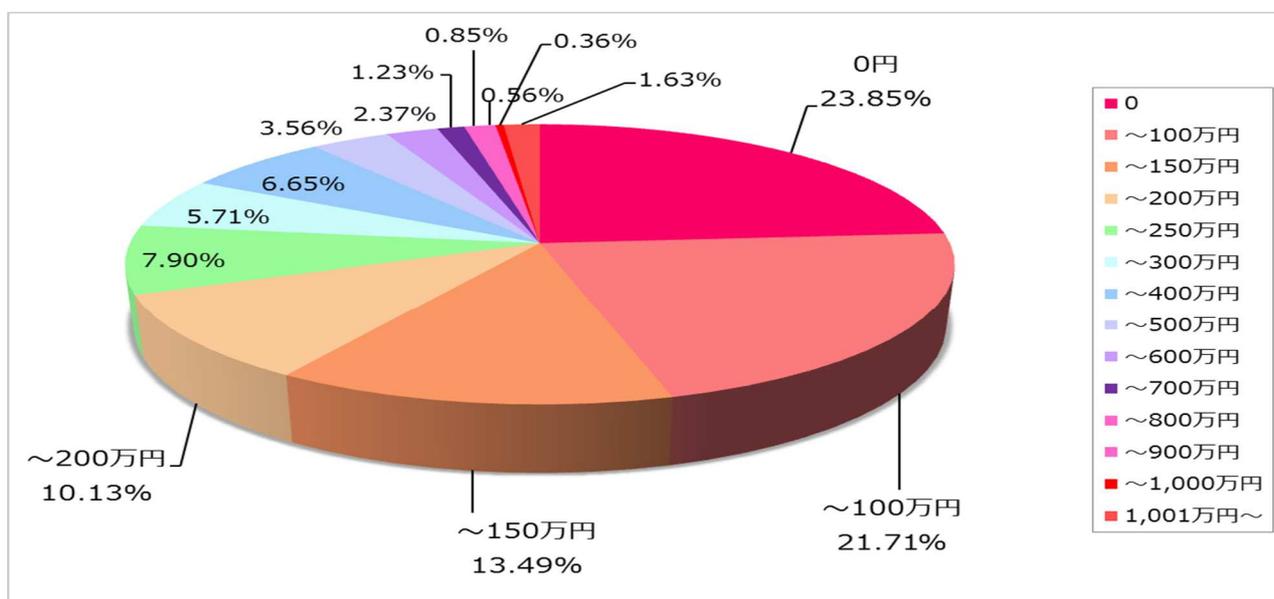
国民健康保険税は、国保加入者の減少や低所得者世帯が多いという国保が抱える構造的な理由から、税収の減少に歯止めがかからない状況にある。

【表3】国民健康保険税の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
決算額(百万円)	1,588	1,444	1,377	1,335
前年度比(百万円)	△31	△144	△67	△42
現年分収納率(%)	90.74	92.68	93.81	—
滞繰分収納率(%)	30.48	28.46	30.17	—

(4) 高齢者を含む低所得者が多い

【図1】国保加入世帯の所得構成(元年度所得：令和元年6月1日現在)



所得0 23.85%(2,176世帯) ※参考 H30.6.1時点 全世帯の21.79%(1,963世帯)
 所得200万円以下69.17%(6,312世帯) ※参考 H30.6.1時点 全世帯の67.39%(6,070世帯)

(5) 一般会計からの法定内繰入金の他に「一般会計からの法定外繰入金」による、税負担の軽減策として支援を受けている

【表4】一般会計からの繰入金の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
決算額(百万円)	837	594	597	532
法定内分	658	416	417	400
法定外分	179	178	180	132
税負担軽減分	150	150	150	100
特定健診分	29	28	30	32

(6) 歳入歳出の収支が2億1,600万円から4億6,500万円の間に推移している

【表5】平成28年度から令和元年度の収支（歳入歳出差引）（令和元年度は見込）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
歳入歳出差引 金額（百万円）	216	359	465	443

※内訳は、別表1参照

(7) 財政調整基金の運用状況

【表6】財政調整基金の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
当初額（百万円）	0	42	64	100
積立額（百万円）	267	22	36	46
取崩額（百万円）	225	0	0	0
年度末残高（百万円）	42	64	100	146

(8) 国民健康保険税按分率の推移

【表7】国民健康保険税の改定状況

単位（円）

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
医療	所得割	6.40%	6.40%	6.40%	6.40%	6.40%
	資産割	6.50%	6.50%	6.50%		
	均等割	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	平等割	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
	限度額	520,000	540,000	540,000	580,000	610,000
後期 高齢	所得割	1.70%	1.70%	1.70%	1.70%	1.70%
	資産割					
	均等割	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
	平等割					
	限度額	170,000	190,000	190,000	190,000	190,000
介護	所得割	1.20%	1.20%	1.20%	1.20%	1.20%
	資産割					
	均等割	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
	平等割					
	限度額	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000

6 検討事項

今回方針を策定するに当たり、これまでの国民健康保険運営協議会等での意見などを踏まえ、以下の点を考慮し検討することとした。

(1) 国民健康保険税按分率改正の考え方の明確化

平成26年度以降は、按分率の改定は行われていないが、国民健康保険の収支バランスを保つために、どのような財政状況になれば按分率改定を実施するか、あらかじめ明確にする必要がある。

(2) 一般会計からの法定外繰入金の削減の検討

一般会計からの法定外繰入金については、「千葉県国民健康保険運営方針」において、国保加入者に一定の配慮をしつつも、解消・削減に努めることとされていることから、削減について検討を行う必要がある。

7 方針期間における収支の見込み

国民健康保険制度にとって大きな改正となる広域化が始まって2年が経過した。今後の国民健康保険への国の公費投入の動向については不透明なところはあるものの、国保事業費納付金見込額の変動を給付費の変動に連動させるものとして、令和2年度から令和5年度までの4年間を推計するものとする。

なお、5の現状及び6の検討事項を踏まえたうえで、県の方針を参考に今後の推移を予想すると以下のとおりである。

(1) 国保加入者数は減少の見込み

後期高齢者医療保険への移行や、社会保険加入者の適用拡大による社会保険への移行が見込まれる。

【表8】国保加入者数推計（年度平均）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国保加入者数(人)	13,641	13,365	13,095	12,830
60歳以上	7,808	7,579	7,355	7,137
	57.24%	56.70%	56.17%	55.62%

(2) 保険給付費は増加の見込み

近年の保険給付費は、42億円前半から45億円後半の間で推移しているが、国保加入者数が減少しているものの、一人当たりの保険給付は伸びており、「千葉県国民健康保険運営方針」においても、年々増加が見込まれている。一人当たりの保険給付費を3%ずつ増えるものとして試算する。

【表9】保険給付費推計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込額(百万円)	4,586	4,628	4,670	4,713
前年比(百万円)	105	42	42	43
前年比(%)	2.3	0.9	0.9	0.9
一人当たり保険給付費 (千円)	336	346	357	367

(3) 国民健康保険事業費納付金の見込み

保険給付費の伸びに連動して、1人あたりの事業費納付金も増額するものと見込む。

【表10】事業費納付金推計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込額(百万円)	1,708	1,724	1,740	1,755
前年比(百万円)	44	16	16	16
前年比(%)	2.6	0.9	0.9	0.9
一人当たり納付金 (千円)	125	129	133	137

(4) 国民健康保険税は減少の見込み

国保加入者の減少を要因とした減収が見込まれる。

【表11】国民健康保険税収納推計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込額(百万円)	1,306	1,280	1,254	1,229
前年比(百万円)	△29	△26	△26	△25

(5) 計画期間内の財政見込み

(5-1) 収支は減少の見込み

歳入から歳出を差し引いた収支見込みは、現状では減少の見込みであり、令和5年度には、マイナスとなる見通しである。

【表12】歳入歳出差引額推計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入歳出差引額 (百万円)	409	268	93	△138

(5-2) 財政調整基金は減少の見込み

平成30年度以降は、広域化による国保財政の仕組みとして、保険給付に必要な費用は、交付金で賄われるため、繰越金については、基金条例に基づき、前年度剰余金の10分の1を国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てることとする。

【表13】財政調整基金推計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初額 (百万円)	146	190	231	258
積立額 (百万円)	44	41	27	9
取崩額 (百万円)	0	0	0	138
年度末残高 (百万円)	190	231	258	129

表12のとおり、令和5年度で歳入歳出差引額はマイナスになる見込みのため、財政調整基金を取崩す見通しである。

(6) 一般会計繰入金の見込み

法定内分は定められた基準に従い、歳出との連動によって増減をすると想定した。

また、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入は、「千葉県国民健康保険運営方針」において、保険給付と保険税負担の関係性が不明瞭となること、国保加入者以外の住民にも負担を求めることとなることなどから、地域の実情や国保加入者の負担を十分に勘案し、計画的に解消・削減を図るべきであるとされている。

このことから、表14のとおり削減するものとし、令和5年度に解消するものとして試算を行った。

【表14】繰入金の推計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込額 (百万円)	538	456	450	419
法定内分	398	392	387	381
法定外分	140	64	63	38
決算補填分	100	25	25	0
特定健診分	40	39	38	38

8 方針

(1) 按分率改定年度

按分率改定の時期は、計画期間内の単年度収支（歳入歳出のうち、繰越金及び基金積立金を除いた収支。下記の式を参照。）が赤字と見込まれる年度の翌年度とし原則2年周期とする。

別表2は、令和2年度から令和5年度における収支見込みである。令和3年度で単年度収支が赤字となるため、この見込みどおりになれば、令和4年度の改定により不足を補うことになる。

しかしながら、令和3年度末の翌年度繰越金及び財政調整基金残高の見込み額は5億円弱あることから、改定幅は国保加入者の急激な負担増とならないよう配慮する。

なお、一度の改定では、赤字幅は縮小するものの、依然として単年度収支は赤字であることが見込まれるので、本方針の計画期間外になるが、令和6年度以降も段階的に改定していく必要がある。

$$\text{単年度収支} = (\text{歳入合計} - \text{前年度繰越金}) - (\text{歳出合計} - \text{基金積立金})$$

(2) 一般会計からの法定外繰入金の解消

一般会計からの決算補填等を目的とした法定外繰入金は、「千葉県国民健康保険運営方針」において、解消・削減に努め、削減にあたっては国保加入者の急激な負担増とならないよう、また、財政状況を考慮しながら、計画的な解消・削減を図るとされていることから、令和2年度以降も段階的に削減し、令和5年度において解消するものとする。

(3) 賦課限度額の設定

従前のおり、地方税法施行令第56条の88の2に定められた金額を上限額とする。

9 運営方針における改善プラン

この運営方針に基づいた按分率改定により財政運営をしていくこととなるが、平成30年4月から広域化し、引き続き、安定した国保財政の運営を図るために、保険者努力支援制度を意識しつつ、従来からの取組を更に向上させ、歳入の確保と歳出の抑制の両面から、健全化に向けて努力するものとする。

(1) 歳入確保に向けた主な取組

○収納率の向上

地域の実情を考慮しつつ、「千葉県国民健康保険運営方針」に掲げる目標収納率の達成及び更なる収納率の向上に向けて、以下の取組を行う。

- ・納期の周知による納期内納付の促進（市税等納期一覧表の各世帯への配布、広報誌やホームページによる周知）
- ・納付方法の整備（コンビニ納付や口座振替の推進などにより納め忘れの少ない環境を整える）（県方針に準じたもの）
- ・納付勧奨の実施（コールセンターの設置等）（県方針）
- ・個々の状況に応じたきめ細やかな納付相談の実施（滞納者への早期接触、短期被保険者証や資格証明書の活用等）（県方針）
- ・収納部門との連携による臨戸訪問や滞納処分等を実施
- ・個々の実情を十分に勘案した適切な減免制度の運用（県方針）
- ・長期未展開事案への対応（県方針）
- ・法定軽減措置を適切に実施するための所得未申告者への申告勧奨（県方針）
- ・生活困窮者担当部局など庁内関係部局等との連携（県方針）

○保険者努力支援制度の活用

保険者努力支援制度は、国保加入者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた努力を行う保険者を客観的な指標で評価し、支援金を交付することで、保険者の取組を支援する国の制度である。

糖尿病等の重症化予防、後発医薬品の使用促進、特定健診受診率向上、個人へのインセンティブ提供などの医療費適正化に資する取組が評価項目とされていることから、確実に実施していくことで、交付金の確保を図る。

(2) 歳出抑制に向けた主な取組

○保険給付の適正な実施

保険給付は、保険制度における基本的事業であり、法令に基づく統一的なルールの下に確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされることが重要である。

- ・診療報酬等の適正な支払いを確保するため、レセプト（療養費支給申請書を含む）点検の充実・強化を行う。（県方針）

- ・交通事故等の第三者の不法行為の結果生じた給付に対する求償権を適切に行使するため、第三者求償事務に係る数値目標を設定し、取組の強化を行うとともに、定期的な取組内容の評価・改善を行う。（県方針）

○医療費の適正化の取組

国民健康保険の医療費は、今後も、医療の高度化や国保加入者の高齢化の進展等により増加していくことが見込まれており、将来にわたって安定的な財政運営を続けていくためには、歳出の中心である医療費の適正化に取り組むことが重要である。

- ・生活習慣病予防を目的として、個別及び集団健診での特定健康診査の実施と重症化予防のための特定保健指導の受診率向上のため、「第3期袖ヶ浦市国民健康保険特定健康診査等実施計画」及び「第2期袖ヶ浦市保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、取組を実施する。（県方針に準じたもの）
- ・効果的な保健事業の推進を図るため、特定健診結果やレセプト情報、国保データベース（KDB）システム等の健康・医療情報を活用し、保健事業の実施及び評価を行う。（県方針）
- ・生活習慣病を原因とした慢性腎臓病による人工透析導入者を減らすため、かかりつけ医・専門医・行政が連携することで、新規人工透析導入者の減少を目指す。（君津地域四市による共同事業）
- ・地域の医療関係者等との連携の下、重複頻回受診者・重複服薬者の健康管理や医療に対する意識を深めるため、保健師や看護師等による訪問指導、残薬確認や、特定健康診査及び特定保健指導の機会を活用した指導・助言を行う。（県方針）
- ・特定健診等の受診者に対し、ICT等の活用による、わかりやすい健診結果等の情報提供を行う。（県方針）
- ・特定健診・特定保健指導に加えて、関係部門と連携して他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等に取り組む。（県方針）
- ・国保加入者に対し、国保制度に対する理解や自らの健康への認識を深めてもらうため、医療費通知を実施する。（県方針）
- ・後発医薬品の使用促進を図るため、後発医薬品差額通知を実施する。以下の取組などを行う。（県方針）
 - ① 後発医薬品使用希望シール等の配布
 - ② 後発医薬品差額通知の効果的な実施
- ・短期人間ドック受診者への助成
疾病の早期発見のための受診に補助することで重篤化を防止する。

【参考】 国等の制度改正の概要

(1) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要

持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平性、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずるもの

○国民健康保険の安定化

- ・国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化する。
- ・平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化する。

○医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進

- ・都道府県が地域医療構想と統合的な目標を計画の中に設定する。
- ・保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する国保加入者の自助努力への支援を追加する。

(2) 千葉県国民健康保険運営方針の概要

○ 位置付け：県が策定する国民健康保険に関する統一的な方針、市町村は本方針を踏まえた事務の実施に努める（努力義務）

○ 根拠規定：国民健康保険法第82条の2第1項

○ 対象期間：平成30年度～令和5年度の6年間
（中間年である令和2年度に見直しを行う）

○千葉県の現状と国保運営に当たっての基本的な考え方

（現状）・国保加入者数の減少

- ・実質収支の恒常的な赤字
- ・1人当たり医療費の全国平均を上回る伸び

（基本理念）持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して

○個別の取組・方針

（1）国保の医療費及び財政の見通し

- ・国保医療費等の推計
- ・実質的な単年度収支の均衡が原則

地域の実情を十分に勘案し、

「決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入」⇒ 計画的な解消・削減に努める

「繰上充用金」⇒ 一定期間内に解消

- ・財政安定化基金を活用し、財政リスクに対応

（2）保険税の標準的な算定方法

⇒ 国のガイドラインの原則に沿った算定方法

ア. 標準保険料率の算定方法

- ・所得と国保加入者数で算定（2方式を採用）
- ・医療費・所得水準を市町村ごとに反映

（保険税水準の県内統一は行わない）

- ・標準的な収納率は市町村ごとの実績に基づき設定
- イ. 県繰入金と特例基金等を活用し、保険税負担の激変緩和を実施
- (3) 保険税の徴収の適正な実施
 - 目標収納率を設定、効果的な収納対策を実施
- (4) 保険給付の適正な実施
- (5) 医療費の適正化の取組
- (6) その他
 - ・市町村事務の効率化の推進
 - ・保険者努力支援制度の活用
 - ・保健医療、福祉サービス等に関する施策との連携

(別表1) 国民健康保険特別会計収支決算額の推移(平成28年度～令和元年度)

(単位:百万円)

区分	年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度(見込)			
	決算額	構成比%	対前年比%	決算額	構成比%	対前年比%	決算額	構成比%	見込額	構成比%	対前年比%	
歳入	1 国民健康保険税	1,588	19.4	△ 1.9	1,444	18.6	△ 9.1	1,377	20.4	1,335	19.8	△ 3.1
	2 使用料及び手数料	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	0	0.0	-
	3 国庫支出金	1,525	18.7	0.3	1,506	19.4	△ 1.3	0	0.0	1	0.0	皆増
	4 療養給付費交付金	91	1.1	△ 53.3	36	0.5	△ 60.4	4	0.1	0	0.0	皆減
	5 県支出金	347	4.3	△ 4.1	360	4.6	3.8	4,371	64.6	4,365	64.7	△ 0.1
	6 財産収入	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	0	0.0	-
	7 繰入金	837	10.3	△ 10.7	594	7.6	△ 29.0	597	8.8	532	7.9	△ 10.9
	8 繰越金	292	3.6	△ 15.4	216	2.8	△ 26.0	359	5.3	465	6.9	29.5
	9 諸収入	39	0.5	30.0	54	0.7	38.5	55	0.8	48	0.7	△ 12.7
	10 前期高齢者交付金	1,774	21.7	0.3	1,979	25.4	11.6	0	0.0	0	0.0	-
	11 共同事業交付金	1,667	20.4	0.4	1,588	20.4	△ 4.7	0	0.0	0	0.0	-
歳入合計	8,160	100.0	△ 3.3	7,777	100.0	△ 4.7	6,763	100.0	6,746	100.0	△ 0.3	
歳出	1 総務費	138	1.7	△ 0.7	158	2.1	14.5	132	2.1	119	1.9	△ 9.9
	2 保険給付費	4,560	57.4	△ 0.7	4,422	59.6	△ 3.0	4,278	67.9	4,380	69.4	2.4
	3 国民健康保険事業費納付金	0	0.0	-	0	0.0	-	1,707	27.1	1,664	26.4	△ 2.5
	4 共同事業拠出金	1,618	20.4	△ 2.5	1,537	20.7	△ 5.0	0	0.0	0	0.0	-
	5 財政安定化基金拠出金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	0	0.0	-
	6 保健事業費	72	0.9	△ 4.0	75	1.0	4.2	77	1.2	79	1.3	2.6
	7 基金積立金	267	3.4	△ 15.8	22	0.3	△ 91.8	36	0.6	46	0.7	27.8
	8 公債費	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	0	0.0	-
	9 諸支出金	53	0.7	29.3	12	0.2	△ 77.4	68	1.1	5	0.1	△ 92.7
	10 予備費	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	10	0.2	皆増
	11 後期高齢者支援金等	907	11.4	△ 5.5	871	11.8	△ 4.0	0	0.0	0	0.0	-
	12 前期高齢者納付金等	1	0.0	0.0	3	0.0	200.0	0	0.0	0	0.0	-
	13 老人保健拠出金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	0	0.0	-
	14 介護納付金	328	4.1	△ 8.4	318	4.3	△ 3.1	0	0.0	0	0.0	-
歳出合計	7,944	100.0	△ 2.5	7,418	100.0	△ 6.6	6,298	100.0	6,303	100.0	0.1	
歳入歳出差引		216			359			465		443		

財政調整基金

前年度繰越額	0	42	64	100
当年度積立額	267	22	36	46
当年度取崩	225	0	0	0
翌年度繰越額	42	64	100	146
歳入歳出差引+財政調整基金	258	423	565	589

単年度収支

収入(収入合計-繰越金)	7,868	7,561	6,404	6,281
歳出(歳出合計-基金積立金)	7,677	7,396	6,262	6,257
収支	191	165	142	24

(別表2)国民健康保険特別会計収支見込み(令和2年度～令和5年度)

(単位:百万円)

区分	年度	令和2年度(当初予算)			令和3年度(推計)			令和4年度(推計)			令和5年度(推計)		
		見込額	構成比%	対前年比%	見込額	構成比%	対前年比%	見込額	構成比%	対前年比%	見込額	構成比%	対前年比%
歳入	1 国民健康保険税	1,306	18.7	△ 2.2	1,280	18.6	△ 2.0	1,254	18.6	△ 2.0	1,229	18.8	△ 2.0
	2 使用料及び手数料	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	3 国庫支出金	0	0.0	皆減	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	4 療養給付費交付金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	5 県支出金	4,648	66.7	4.1	4,703	68.4	1.2	4,743	70.3	0.9	4,783	73.0	0.8
	6 財産収入	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	7 繰入金	538	7.7	1.1	456	6.6	△ 15.2	450	6.7	△ 1.3	419	6.3	△ 6.9
	8 繰越金	443	6.4	△ 4.7	409	5.9	△ 7.7	268	3.9	△ 34.5	93	1.4	△ 65.3
	9 諸収入	32	0.5	△ 33.3	31	0.5	△ 3.1	31	0.5	△ 3.1	30	0.5	△ 3.2
歳入合計	6,967	100.0	1.8	6,879	100.0	△ 1.3	6,746	100.0	△ 1.9	6,554	100.0	△ 2.8	
歳出	1 総務費	118	1.8	△ 0.8	118	1.8	0.0	118	1.8	0.0	118	1.8	0.0
	2 保険給付費	4,586	69.9	2.3	4,628	70.0	0.9	4,670	70.1	0.9	4,713	70.4	0.9
	3 国民健康保険事業費納付金	1,708	26.0	2.6	1,724	26.0	0.9	1,740	26.2	0.9	1,755	26.2	0.9
	4 共同事業拠出金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	5 財政安定化基金拠出金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	6 保健事業費	87	1.3	10.1	85	1.3	△ 2.3	83	1.2	△ 2.4	82	1.3	△ 1.2
	7 基金積立金	44	0.7	△ 4.3	41	0.6	△ 6.8	27	0.4	△ 34.1	9	0.1	△ 66.7
	8 公債費	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	9 諸支出金	5	0.1	0.0	5	0.1	0.0	5	0.1	0.0	5	0.1	0.0
	10 予備費	10	0.2	0.0	10	0.2	0.0	10	0.2	0.0	10	0.1	0.0
歳出合計	6,558	100.0	2.4	6,611	100.0	0.8	6,653	100.0	0.6	6,692	100.0	0.6	
歳入歳出差引	409			268			93			△ 138			

財政調整基金

前年度繰越額	146	190	231	258
当年度積立額	44	41	27	9
当年度取崩	0	0	0	138
翌年度繰越額	190	231	258	129
歳入歳出差引+財政調整基金	599	499	351	129

単年度収支

収入(収入合計-繰越金)	6,524	6,470	6,478	6,461
歳出(歳出合計-基金積立金)	6,514	6,570	6,626	6,683
収支	10	△ 100	△ 148	△ 222